

知的財産人材育成推進協議会に対する提言（現状と課題）

2010年（平成22年）11月1日
日本弁護士連合会

知的財産人材育成推進協議会が、次期知的財産推進計画に向けた提言を策定するに当たって、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見

1 法科大学院における教育をレビューして、司法試験選択科目として知的財産法を選択しやすい環境の整備、更には未修者の合格率等を上げる対策など、司法制度改革の理念に即して、知的財産権に精通する弁護士の育成に努力すべきである。

【理由】新司法試験合格者のうち知的財産法を選択科目として選択した者の割合は、2006年15.8%、2007年16.1%、2008年15.0%、2009年15.0%、2010年14.0%（法務省の試験結果・総合評価欄より）に過ぎない。受験者が知的財産法を選択することを躊躇する事情があるのかは必ずしも明確ではないが、現状を調査分析して、知的財産法を選択しやすくするための環境の整備が、是非とも必要である。

また、2010年新司法試験の結果によれば、法科大学院の既修・未修別合格率は、以下のとおりである。

既修者 3355人受験，1242人合格，合格率37.0%

未修者 4808人受験，832人合格，合格率17.3%

（法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/000053692.pdf>）

知的財産権に精通する弁護士として期待されるのは、理科系出身または技術的な素地を持つ人材であるが、そのような人材が法曹を目指し法科大学院に入学するため、従前のキャリアから転向する十分な動機づけを要するところ、17.3%の未修者合格率は、動機づけとして充分ではない。

意見

2 企業内・組織内の知的財産部門での弁護士の採用が増えるよう、政府は具体的な支援施策を実施すべきである。

【理由】日本組織内弁護士協会の公表データによると、我が国の企業内弁護士の数は、2001年は64人であったが、2009年下半期には412人にまで達している（<http://jila.jimdo.com/about/>）。

また、本年10月19日公表された「第10回法務部門実態調査結果（中間報告）概要」（社団法人商事法務研究会及び経営法友会）によれば、わが国の弁護士資格を持ち社員として勤務する企業内弁護士は、回答企業のうち95社182人、前回（2005年）比2.7倍であり確実に増加している。また、海外の弁護士資格を持つ社員は428人と集計結果が得られており、実員数で30%の増加となっている（社団法人商事法務研究会及び経営法友会ホームページ <http://www.shojihomu.or.jp/pdf/hoyukai2010.pdf>）

しかしながら、日弁連弁護士情報検索により調査する限りでは、企業の知的財産部門に配属されている弁護士は、知的財産部門に潜在するはずの多様な法的ニーズに比し、なおきわめて少ないのが現状である。また、企業内・組織内の知的財産部門に勤務する弁護士の増員は、進んでいるとはいえない。よって、企業内弁護士を知的財産部門で活用するための支援施策が望まれる。

意見

3 産学連携、特に大学等が自立して産学連携活動を実施できるような環境整備等のためにも、知的財産権に精通する弁護士を活用すべく、政府は支援施策を実施すべきである。

【理由】産学連携のための政府支援は大幅に縮小されており、今後は大学の自立化促進に向けての支援が検討されているだけである。このような環境のもと、産学連携の場において、知的財産権に精通する弁護士・弁理士の活用は進展していないのが実情である。

他方で、全国の大学内での知的財産権の保護・管理はいまだ十分なものとはいえず、依然、専門家である弁護士を有意義に活用する場面は少なくないことがうかがわれる。

よって、産学連携の場で弁護士を活用すべく、PRその他の支援施策が望まれる。

意見

4 知財人材育成の認知度を上げる活動をさらに活性化させるべきである。

【理由】知財人材育成のベストプラクティスを広く周知する等の啓発活動を通して、企業活動における知財人材の重要性を認知させることが重要である。当連合会は、知的財産人材育成推進協議会の活動に協力しており、今後も、上記の趣旨に沿ってこれを発展させる予定である。

意見

5 中小企業の知的財産活性化に資する地域の弁護士・弁理士の活動の更なる支援をすべきである。また、東京地裁・大阪地裁への管轄の集中及び知財高裁への管轄の集中について、知財部裁判官の給源を含め、政府として具体的な見直しを実行すべきである。

【理由】当連合会は、弁護士知財ネットなどと共に、経済産業省に協力して、中小企業への営業秘密管理の浸透に協力し、全国で無料法律相談を実施する等地域の実情に応じた取り組みを現在実施している。

しかし、特許を中心とした技術型知的財産権侵害訴訟での東京地裁・大阪地裁への管轄の集中及び知財高裁への管轄の集中は、各地域における弁護士・弁理士の知財業務（この業務には中小企業向けのサービスが多い）にとって、多大なマイナス要素となっている。また、司法制度改革において論議された巡回審理は、全く実施されていない。むしろ、大阪地裁・大阪高裁においてですら、審決取消訴訟を経験した裁判官の着任はゼロであるという想定外の状況にすらなっている。これらの問題については、政府として至急具体的な見直し及び改善策を実施すべきである。

以上